

平成23年3月29日号

## 避難所でお過ごしのみなさま

第3号の避難所通信をお届けいたします。

3月24日から、都市ガスの復旧作業が一般家庭でも始まり、28日現在、約2万件のお宅で、ガスの使用が再開しています。ご近所でもらい湯が始まったという声もあり、震災の困難の中にあって、支え合い、助け合う、地域のつながりのあたたかさや重要さを思います。

先週からは、津波被害が甚大だった沿岸部の避難所で、自衛隊のご協力により、駐屯地の施設を使って入浴していただけるようになりました。

また、仮設住宅の第一次着工分の工事があすと長町地区で始まりました。避難所の暮らしの環境を少しでも改善していくとともに、被災されたみなさまの、一日も早い生活再建に向け、全力で取り組んでまいります。

発行：仙台市災害対策本部避難所通信班

3月28日現在 市内では 73箇所 / 4391人の方が避難所で暮らしています

青葉区	19箇所	395人
宮城野区	19箇所	1686人
若林区	21箇所	1997人
太白区	10箇所	206人
泉区	4箇所	107人

### <各区災害対策本部>

青葉区	022-225-7211(代)
宮城野区	022-291-2111(代)
若林区	022-282-1111(代)
太白区	022-247-1111(代)
泉区	022-372-3111(代)

仙台市災害ダイヤル 022-214-3805(9:00~21:00受付)

## 1 . 震災で生活にお困りの方へ

### 緊急小口資金特例貸付を行います

震災で被害を受け、当座の生活費が必要な世帯（宮城県内に住所のある方）への無利子・連帯保証人不要の生活福祉資金（緊急小口資金）の貸付を受け付けています。

<特設窓口>

3月31日（木）まで 午前9時から午後4時まで受付

4月1日以降の窓口については、改めてお知らせします。

会場 KKRホテル仙台（青葉区錦町一丁目8-17）

宮城野高校（宮城野区田子二丁目36-1）

仙台東高校（若林区下飯田字高野東70）

宮城野区・若林区の沿岸部の避難所から送迎バスを運行します

貸付内容 貸付限度額は原則として10万円以内

（ただし、特に必要と認められた場合は20万円以内）

可能であれば、実印（認印でも）と身分証明書等をご持参ください

お問い合わせ先 宮城県社会福祉協議会 022-225-8478

仙台市社会福祉協議会 022-223-2142

## 2 . お住まいが大きな被害を受けた方への

### 住宅支援について（今後随時お知らせします）

お住まいが全壊・半壊の被害を受けたみなさまに対して、現在、プレハブ応急仮設住宅の建設、市営住宅等の空き住戸の提供、市内の民間賃貸住宅など、さまざまな支援策を提供する準備を進めています。

それぞれ家賃や光熱水費の負担、入居期間の制限など、さまざまな条件がありますので、それらを集約し、まとめてお知らせしてまいります。

被害に遭われたみなさま、お一人お一人の生活再建に向け、きめ細かな支援体制を組み対応してまいります。

### 3. り災証明について

津波や地震で甚大な被害を受けたみなさまに対しては、支援金・義援金等の支給や各種の融資・福祉制度の適用、各種保険料や自己負担などの減免など、さまざまな支援制度が設けられています。

その基準となるのが「り災証明」です。お住まいが津波や地震による倒壊・火災などにより、全壊・大規模半壊・半壊・一部損壊となった場合にその程度を証明するもので、火災の場合は消防署、その他の場合は区役所で受け付けます。具体的な方法を避難所ごとにお知らせしますので、もう少々お待ちください。

< り災証明書で判断される各種制度など >

#### 義援金の支給

全国から寄せられた義援金から、被害の程度に応じて被災者の方々に支給されることとなりますが、阪神・淡路大震災や新潟中越地震の例でも、配分が決まり支給されるまでに1ヵ月以上かかっています。今回はさらに被害が広範囲なため、しばらく時間がかかる予定です。

#### 税や社会保険料などの減免

市・県民税、固定資産税、国民健康保険料などの減免

#### 融資の条件

災害援護資金貸付など特別な融資の申し込み

#### 被災者生活再建支援金の給付

(申請方法は改めてお知らせします)

住宅の被害程度に応じて支給 全壊の場合100万円など

再建方法に応じて支給 建設・購入の場合200万円など

その他、損害保険給付、私立大学の授業料減免・奨学金などの決定に当たって求められる場合もあります。

り災証明には、「建物被害認定調査」(建築物や宅地の危険度判定とは異なります)が必要です。市では既にその調査を始めていますが、震災の被害が大きいため、全ての調査を終えるまでには時間がかかります。調査の前に、建物を修繕したり、取り壊したりする際には 被害建物の全景写真 屋根や柱、壁など具体的な被害箇所が分かる写真 工事の見積書と明細書 など、被害状況の確認するために参考になるものを保管しておいてください。

お問い合わせ先 仙台市資産税課 022-214-4442

< 建物被害に関すること >

< 火災に関すること >

各区区役所・総合支所	電話（代表）	消防署	電話
青葉区固定資産税課	022 - 225 - 7211	青葉消防署	022 - 234 - 1121
宮城総合支所固定資産税課	022 - 392 - 2111	宮城消防署	022 - 392 - 8119
宮城野区固定資産税課	022 - 291 - 2111	宮城野消防署	022 - 284 - 9211
若林区固定資産税課	022 - 282 - 1111	若林消防署	022 - 282 - 0119
太白区固定資産税課	022 - 247 - 1111	太白消防署	022 - 244 - 1119
秋保総合支所税務住民課	022 - 399 - 2111	泉消防署	022 - 373 - 0119
泉区固定資産税課	022 - 372 - 3111		

## 「建物被害認定調査」と「応急危険度判定」の違いについて

被災建築物の「応急危険度判定」は、余震などによる建物倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下、付属設備の転倒などの危険性を判定することにより、人命にかかわる二次的災害を防止することを目的としています。

その判定結果は、建築物の見やすい場所に表示（赤い「危険」のステッカーや黄色い「要注意」のステッカーで表示しています）され、居住者はもとより付近を通行する歩行者などに対してもその建築物の危険性について情報提供することとしています。

一方、「建物被害認定調査」では、被災者の生活再建支援に必要な「リ災証明書」発行のため、国が定めた被害認定基準に基づいて全壊・半壊などを認定します。このため、応急危険度判定で「赤／危険」であっても、建築被害認定調査では「一部損壊」となることもあります。

## 4 . 分散して暮らしていらっしゃる地域の方々の避難所統合について

現在の避難所では、救助搬送等の事情により、同じ地域にお住まいの方々が10箇所以上の離れた避難所に分かれてしまっている場合もあり、地域のつながりの保持や4月以降のお子さんの通学に不安が生じている現状です。

このため、すでにお知らせしたとおり、地域の事情やみなさまの生活環境を考慮しながら避難所の統合を検討しており、統合方針の案がまとまったところから順に、避難所運営委員会や町内会のみなさまと相談を始めています。